

平成25年11月1日

自動車局環境政策課

「超小型モビリティの導入促進」事業の公募について

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

この度、本事業の公募を開始いたしましたので、お知らせします。

◆公募期間

平成25年11月1日(金)～11月29日(金) ※事業計画書必着

◆支援対象

超小型モビリティの特性・魅力を引き出す創意工夫にあふれ、低炭素・省エネ型まちづくりと一体になった先導・試行導入事業

◆支援内容

導入事業における実施費用(車両導入、事業計画立案及び効果評価費等)の1/2を補助

※民間事業者が単独で実施する場合にあっては、1/3を補助

◆補助対象事業の決定

応募案件について、その事業計画の内容を外部有識者が評価し、その結果を踏まえて補助対象事業を決定。

※詳細は、自動車局のウェブページをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html)

〔問い合わせ先〕

国土交通省自動車局環境政策課 (堀江、玉屋)

電話 03-5253-8111(内線42525)

03-5253-8604(直通)

FAX 03-5253-1636